

議案第5号

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する告示を定めることについて、次のとおり提案する。

令和2年2月20日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

令和2年4月から放課後子供教室の担当課を変更するため、所要の規定の整備を行うものである。

また、元号を改める政令（平成31年政令第143号）が施行されたことに伴い、様式の変更を行うために、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会告示第 号

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する告示

東広島市放課後子供教室実施要綱（平成31年東広島市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「学校教育部長」を「生涯学習部長」に改める。

第14条中「教育委員会学校教育部青少年育成課」を「教育委員会生涯学習部生涯学習課」に改める。

第15条中「学校教育部長」を「生涯学習部長」に改める。

別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第13条関係）

放課後子供教室活動記録簿

放課後子供教室の名称（ ）

実施日時	年 月 日（ ） : ~ :					
活動場所					記録者	
講師の氏名						
参加者	コーディネーター	人	学習アドバイザー	人	安全管理員	人
	参加した子供の人数					人
(うち放課後児童健全育成事業の対象である子供の人数 人)						
活動の名称 又は題目						
(活動の概要)						

新	旧
<p>(実施場所)</p> <p>第4条 放課後子供教室は、当該小学校の通学区域（以下この条及び第11条第1項において「小学校区」という。）内に所在する次に掲げる場所で実施するものとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、他の小学校区内に所在する当該場所において、当該他の小学校に在籍する児童と合わせて実施することができる。</p> <p>(1) 地域センター（東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）第3条に規定する地域センターをいう。）</p> <p>(2) コミュニティハウス（東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例（平成17年東広島市条例第14号）第2条及び東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則（平成13年東広島市教育委員会規則第2号）に規定するコミュニティハウスをいう。）</p> <p>(3) 市が設置する小学校</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>生涯学習部長</u>が必要と認める場所</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 放課後子供教室の実施に関する庶務は、<u>教育委員会生涯学習部生涯学習課</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、放課後子供教室の実施に関し必要な事項は、<u>生涯学習部長</u>が定める。</p>	<p>(実施場所)</p> <p>第4条 放課後子供教室は、当該小学校の通学区域（以下この条及び第11条第1項において「小学校区」という。）内に所在する次に掲げる場所で実施するものとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、他の小学校区内に所在する当該場所において、当該他の小学校に在籍する児童と合わせて実施することができる。</p> <p>(1) 地域センター（東広島市地域センター条例（平成22年東広島市条例第41号）第3条に規定する地域センターをいう。）</p> <p>(2) コミュニティハウス（東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例（平成17年東広島市条例第14号）第2条及び東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則（平成13年東広島市教育委員会規則第2号）に規定するコミュニティハウスをいう。）</p> <p>(3) 市が設置する小学校</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>学校教育部長</u>が必要と認める場所</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 放課後子供教室の実施に関する庶務は、<u>教育委員会学校教育部青少年育成課</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、放課後子供教室の実施に関し必要な事項は、<u>学校教育部長</u>が定める。</p>